主要農作物種子法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 岩手県規則第29号

主要農作物種子法の実施に関する規則の一部を改正する規則

主要農作物種子法の実施に関する規則(昭和27年岩手県規則第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定書の交付)	(指定書の交付)
第1条 知事は、主要農作物種子法(昭和27年法律第131号。以	第1条 知事は、主要農作物種子法(昭和27年法律第131号。以
下「法」という。) 第3条第1項の規定により指定種子生産	下「法」という。)第3条第1項の規定により指定種子生産

下「法」という。)第3条第1項の規定により指定種子生産 | ほ場を指定した場合は、当該申請者に対し、別記第1号様式 による指定書を交付する。

(標札)

第3条 審査の請求をした者(以下「審査請求者」という。) は、ほ場1筆ごとに別記第2号様式による標札を建てなけれ ばならない。

(種子審査員の任命)

- 第7条 知事は、法第4条第4項の規定による審査を行う技術 │第7条 知事は、法第4条第4項の規定による審査を行う職員 吏員を次に掲げる者のうちから種子審査員として任命する。
  - (1) 農業普及員
  - (2) 試験研究機関の技術吏員
  - (3) その他知事が適当と認めた技術吏員

- (3) その他知事が適当と認めた職員

- 備考 改正部分は、下線の部分である。
- 第1号様式及び第2号様式を削る。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第3条 審査の請求をした者(以下「審査請求者」という。) は、ほ場1筆ごとに別に定める様式による標札を建てなけれ ばならない。

ほ場を指定した場合は、当該申請者に対し、別に定める様式

(種子審査員の任命)

による指定書を交付する。

(標札)

- を次に掲げる者のうちから種子審査員として任命する。
  - (1) 農業普及員
  - (2) 試験研究機関の職員